

平成29年度 部局間学術交流協定に基づく派遣留学生募集要項 秋期派遣（2017年7-9月頃留学開始）

経済学部・経済学研究科

本研究科と海外大学との学術交流協定に基づく派遣留学生を下記により募集する。

1. 派遣先大学

経済学部の部局間学術交流協定校（添付の協定校一覧を参照）

2. 応募資格

応募資格は、次の全てを満たす者とする。

(ア) 本学の学部学生又は大学院学生で、学業、人物ともに優れている者。

(イ) TOFEL-ITP 500以上のスコアもしくは派遣先大学の指定するスコア(大学によっては、TOFEL-iBTが必要)を取得していること。TOIECのスコアでの申請は認めない。なお、英語以外の語学基準については国際交流支援室に問い合わせること。

(ウ) 留学期間終了後、本学に戻り学業を継続する者。

3. 派遣期間

平成29年度中に留学を開始し、その時点から1年以内

4. 募集期間

平成28年11月28日（月）～12月19日（月）

*書類審査を経た者から面接を行い、12月中に審査結果を通知する予定。ただし、この期間内の申請者の選考が終わった後も空席が残る派遣先大学については随時追加募集を行う可能性がある。詳細な情報は追ってキャンパスコミュニティに掲示するので注意すること。

5. 応募方法

(ア) 下記の書類を国際交流支援室 小林に提出すること。

(イ) 提出書類

① 派遣留学生候補者調書（所定様式）

② 担任・指導教員の推薦状（様式任意）

③ 学業成績証明書（大学入学以降の成績証明書）

④ 学業成績評価係数計算表（所定様式）

⑤ 語学能力証明書（写し）（過去2年間に取得したTOEFL等の英語検定試験のスコア）

⑥ 授業料不徴収協定に基づく派遣交換留学誓約書（所定様式）

*当該誓約書については二部作成し、一部を他の書類と共に提出し、もう一部は応募者が保管すること。）

6. 留学経費・奨学金

(ア) 経費負担 留学に要する経費は、留学生本人の自己負担とする。

(イ) 授業料

部局間交流協定に基づき、留学先大学からは授業料は徴収されない(レスター大学除く)。

(ウ) 奨学金

申請者の内、派遣選考（書類・面接）に合格した者に対して、日本学生支援機構（JASSO）の海外留学奨励奨学金ならびに東北大学グローバル萩海外留学奨励金の募集案内を送付する。この中で受給資格（日本国籍者、JASSO成績評価係数2.3以上等）を満たした申請者を経済学部から各奨学金の審査機関に推薦し、後日、合格者に通知する。各奨学金の採用予定者数、支給期間・金額等は毎年変動し、必ずしも申請者全員に支給が確約されていない点には予め留意すること。

7. 在籍身分

派遣先大学での在籍身分は、交換留学生として派遣先大学において決定される。

部局間協定校への留学中の本学における身分は、派遣学生の所属学部・研究科の認定により、学籍上「留学」の身分によるものとする。

8. 選考方法

派遣候補者の決定にあたっては、派遣留学生候補者調書、大学入学以降の学業成績、語学能力、面接結果等を総合的に判断する。

9. その他

(ア) 本学の最終候補者に選定されても、次の場合は派遣できない。

- ① 派遣先大学の入学許可が得られなかったとき。
- ② 留学開始時期に応募資格を満たしていないとき。
- ③ 健康を害したとき。
- ④ 派遣先大学の募集人員が減ったとき。
- ⑤ 学生交流協定に基づく派遣交換留学誓約書に記載された事項を守れないとき。
- ⑥ その他、派遣留学生として不適当な行為が認められたとき。

(イ) 応募書類に、偽造、剽窃、虚偽記載があった場合、1年間または2年間、派遣留学の申請資格を失うことがありある。極めて悪質の場合には退学や停学などの重い処分の対象となることもあるので、正確に記入すること。

(ウ) 「派遣留学生候補者調書」には、派遣を希望する大学を第三希望まで記入できる。同時期に大学間交流協定に基づく派遣留学（グローバルラーニングセンター主管）にも申請している（あるいは、する予定である）ものは、大学間での希望先大学も記入の上、部局間・大学間の区別なく希望優先順位を通し番号で各大学名の横に記入する。

(エ) 上記の（ウ）で、派遣希望先の大学に部局間・大学間協定校が併記されている場合、部局間協定校の希望順位を高く設定した申請者を選考の際に優先することがある。また、部局間協定校を最上位の希望先として選考に合格した場合、選考後に留学を辞退することは認められない。また、この場合、合格通知を受けた後、速やかに大学間留学の申請を辞退しなければならない。

(エ) 派遣先大学における科目履修は、原則として本学の指導及び本人の希望による、派遣先大学の事情によって、必ずしも希望どおりに実現するとは限らない。

(オ) 入学手続き及び渡航手続き等は、本人の責任により行い、これらに要する費用は本人の負担となる。また、派遣大学が指定する条件の海外旅行保険加入にかかる費用は、本人の負担となる。

(カ) 派遣先大学のカタログ等は、国際交流支援室に保管されており、希望者は閲覧できる。